

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ご自身が支給対象に該当するか、以下をご確認ください。

1. 支給対象者

- 以下の①～③のいずれかに該当する方
 - ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
 - ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和元年中の収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満の方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

- 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

問い合わせ先

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間: 平日9:00～18:00)

■ 杉並区子ども家庭部管理課 子ども医療・手当係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 東棟3階
03-3312-2111 (代表)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に当てはまる方）

- ▶ 給付金の申請は不要です。対象者には、区からお知らせを送付します。
- ▶ 令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

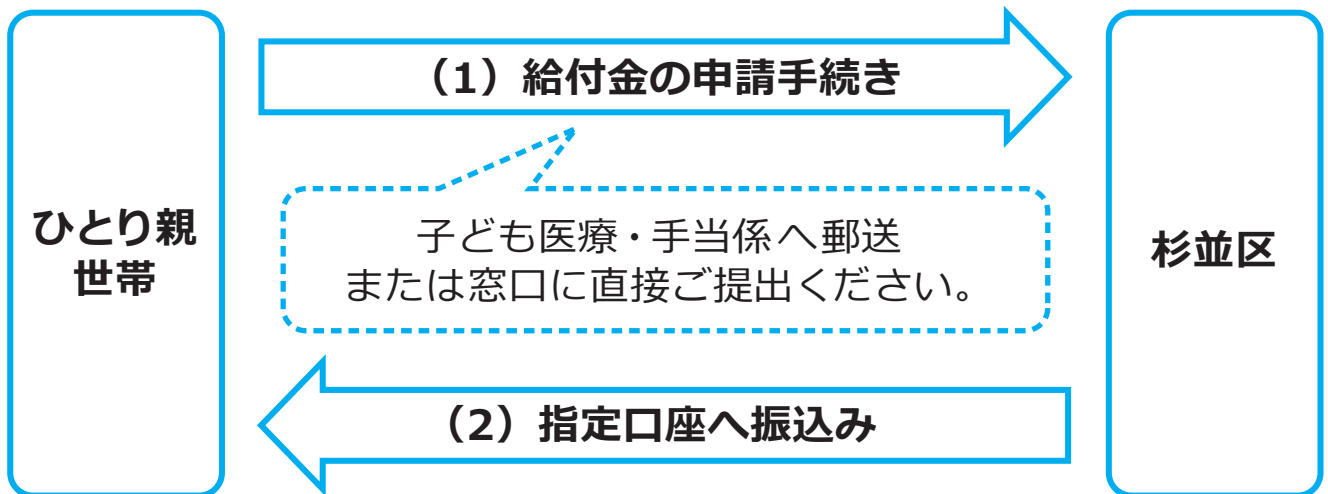
【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書をご提出ください。

※児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②または③に当てはまる方）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。〈申請期限：令和4年2月28日〉
- ▶ 申請書を添付書類とともに子ども医療・手当係へ郵送または窓口に直接ご提出ください。
- ▶ 申請書は、区ホームページからダウンロードできるほか、子ども医療・手当係の窓口で配布しています。
- ▶ 申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方に対して、順次、指定口座に振り込みます。



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。